

平成24年度さいたま市南与野駅西口土地区画整理事業
特 別 会 計 予 算

平成24年度さいたま市南与野駅西口土地区画整理事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ563,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成24年2月7日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		5
	1 使用料	4
	2 手数料	1
2 国庫支出金		86,500
	1 国庫補助金	86,500
3 繰入金		383,293
	1 一般会計繰入金	383,293
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 預金利子	1
6 市債		93,200
	1 市債	93,200
歳入合計		563,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事業費		503,075
	1 事業費	503,075
2 公債費		59,624
	1 公債費	59,624
3 予備費		301
	1 予備費	301
歳 出 合 計		563,000

第2表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
南与野駅西口 土地区画整理事業	93,200	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金についてはその 融資条件により、銀行そ の他の場合にはその債権 者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合に より据置期間及び償還期 間を短縮し、もしくは繰 上償還又は低利に借換え することができる。